

酒類の販売に関する報告も



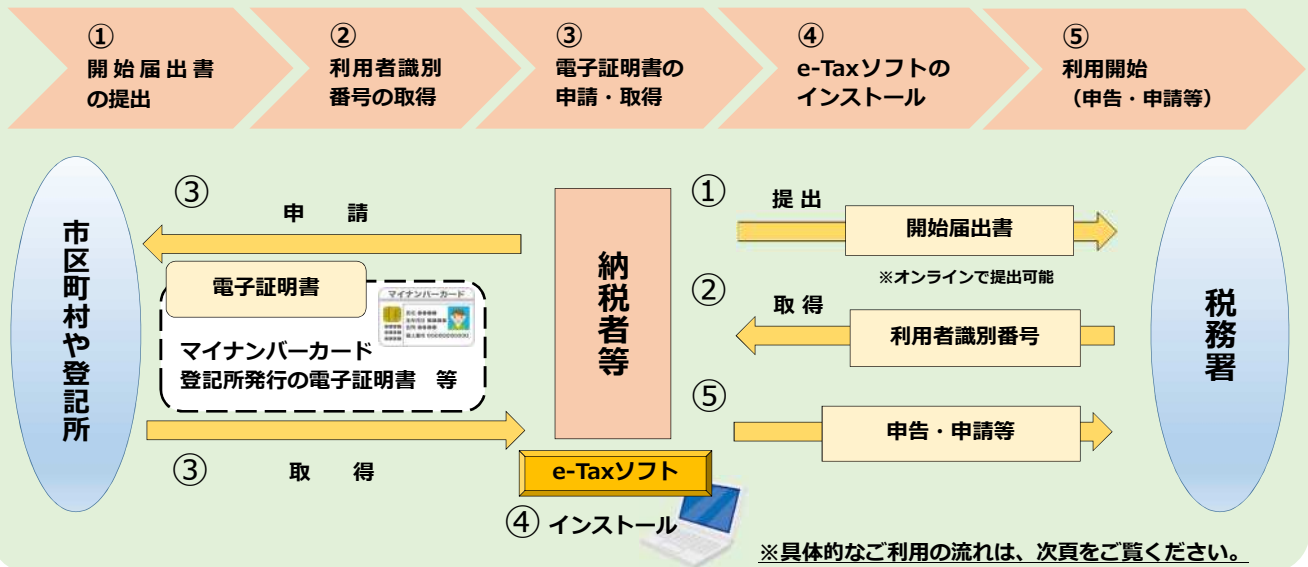
e-Tax で手続きを!!

- ・申告や納税だけでなく、酒類の販売に関する報告についても、e-Tax（イータックス）を利用することで、自宅や事務所などから手続きを行うことが可能です。
- ・自宅等からのe-Taxは、感染リスク軽減にも有効です。酒類の販売に関する報告についても、是非e-Taxで手続きをお願いします。

e-Taxのご利用に当たって

- ・e-Taxとは、自宅等からインターネットを利用して国税に関する各種手続きが行えるシステムです。
- ・税務署窓口に出向くことや、書類を郵送する必要がなくなります。
- ・税務署の執務時間以外でも、受付システムが稼働している時間であれば、申請書等の提出ができます。
- ・事務代理人（支店長や税理士等）の電子証明書を添付して申請等データを送信することもできます。

(ご利用の流れ)



酒類の販売に関する報告について

- ◆ 酒類販売業者は、「酒税法」及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づいて、酒類の販売数量や酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況等について、税務署長に報告しなければなりません。具体的には、e-Tax又は書面により、次の書類を酒類販売場の所在地を所轄する税務署に提出する必要があります。
 - ・ 酒類の販売数量等報告書
 - ・ 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

≪ 利用開始までの具体的な流れ ≫

① 開始届出書の提出（送信）

所得税又は法人税の納税地を所轄する税務署に「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」（以下「開始届出書」といいます。）を提出します。開始届出書は、e-Taxホームページ「ホーム>各ソフト・コーナー>e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」（<https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>）からオンラインで提出できます。

- ※ 複数の酒類販売場をお持ちの場合であっても、複数の開始届出書を提出する必要はありません。
- ※ 個人事業主の方は、開始届出書を提出する方法に加え、マイナンバーカード方式が利用できます。マイナンバーカード方式の詳細については、e-Taxホームページをご参照ください。

② 利用者識別番号の取得

オンラインで開始届出書を提出した場合、利用者識別番号（16桁の番号）が即時発行されます。

なお、確定申告等で既に電子申告を利用している場合は、その利用者識別番号を利用しますので、改めて利用者識別番号を取得していただく必要はありません。

③ 電子証明書の申請・取得

e-Taxをご利用の際には、電子証明書を取得する必要があります。

◆ e-Taxで利用できる電子証明書には、次のものがあります。

- 1 マイナンバーカードに組み込まれている電子証明書
- 2 登記所（法務局）が発行する商業登記電子証明書
- 3 その他民間認証局が発行する電子証明書

◆ 次の方の電子証明書が利用できます。

- 1 本人（法人の場合は代表者個人）の電子証明書
- 2 事務代理人（「酒税申告、申請等事務代理人届出書」を提出している場合）の電子証明書
- 3 本人から電子委任状による委任を受けている使用人等の電子証明書

事務代理人の電子証明書について

電子証明書は、原則として、本人のものを添付して申請等データを送信することになりますが、「酒税申告・申請等事務代理人届出書」を提出し、支店長等を報告書提出に関する事務代理人としている場合には、事務代理人の電子証明書を添付して申請等データを送信することができます。

なお、税理士及び税理士法人を事務代理人とすることで、その税理士等の電子証明書を添付して送信することもできます。

④ e-Taxソフトのインストール

e-Taxホームページ「ホーム>各ソフト・コーナー>e-Taxソフト>e-Taxソフトのダウンロードコーナー」（<https://www.e-tax.nta.go.jp/download/e-taxSoftDownLoad.htm>）から、ルート証明書等、e-Taxソフト（共通プログラム）をインストールした後、申請等を行うために必要な税目別のプログラム（申請・酒税）をインストールし、電子証明書の登録等の初期登録を行います。

⑤ 利用開始（申告・申請等）

e-Taxソフトにより申請等データを作成し、電子証明書を添付して送信します。最後に送信結果を確認し、申請等手続は完了です。



詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

利用開始の手続、ご利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。

改善意見の募集について

https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_2023_kihonkeikaku.htm

- ◆ 酒類の販売に関する報告を含む、特定の手続について、アンケート形式でe-Taxに関する改善意見を募集しています。より皆様の利便性向上につながるよう、ご協力をお願いいたします。



申請等データの作成手順例（酒類の販売数量等報告書）

- ① e-Taxソフトを起動する。
メニューボタン>作成>申告・申請等>新規作成から、右図の赤枠のように「申請・届出(A)」を選択し、税目(T)は「酒税」を選択する。
「次へ(N)>」をクリックする。

- ② 販売関係>酒類の販売数量等報告>酒類の販売数量等報告書に点を入れ、「次へ(N)>」をクリックする。

※ 『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書を作成する場合は、『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書に点を入れる。

- ③ 「申告・申請等名」欄に作成する申告・申請等の任意の名称（例：令和●年度酒類の販売数量等報告書（●●店））を入力し、「OK」をクリックする。

- ④ 「提出先税務署（必須）」、「氏名（必須）」及び「納税地」を入力する。

※ 「提出先税務署（必須）」は、「提出先設定」をクリックして、**提出する「酒類の販売数量等報告書」に係る酒類販売場の所在地の所轄税務署**を選択します。

- ⑤ 同じ入力画面の一番下にある「製造場等」の項目に、酒類販売場の名称等を入力し、「OK」をクリックする。

- ⑥ 「酒類の販売数量等報告書」を選択し、「帳票編集 (W)」をクリックする。

- ⑦ 「酒類の販売数量等報告書」の様式が表示されるので、必要事項（対象期間、販売数量、在庫数量等）を入力し、「作成完了 (Z)」をクリックする。

区分	販売数量 (単位: 丁)	小売販売数量 (単位: 丁)	3月末在庫数量 (単位: 丁)
① 清酒		10,000	200
② 合成清酒			

- ⑧ メニューボタン「署名可能一覧へ」から、⑥及び⑦で作成した「酒類の販売数量等報告書」を選択し、電子署名をする。

- ⑨ メニューボタン「送信可能一覧へ」から、電子署名をした「酒類の販売数量等報告書」を選択し、送信する。

※送信後はメッセージボックスでエラー等がないか確認してください。